

# 令和元年度松山市職員事務職（障がい者）採用試験実施要領

令和元年7月26日

令和元年度松山市職員事務職（障がい者）採用試験を次のとおり行います。

この採用試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律等の主旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

## 1 試験区分及び採用予定人数等

試験区分		採用予定人数	勤務場所等
事務職（障がい者）	J	2人程度	市長の事務部局、行政委員会、公営企業局等に配属され、一般行政事務に従事する。

(注) 採用予定人数は変更する場合があります。

## 2 受験資格

次の(1)から(5)までの要件を全て満たす者

(1) 昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

(2) 申込日現在で、次のアからウまでのいずれかの手帳等（有効期限等が到来していないものに限る。）の交付を受けている者

ア 身体障害者手帳

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(3) 活字印刷又は点字による出題に対応可能な者

※第1次試験は、拡大印刷での出題や点字による受験等にも対応します。希望する場合は、必ず申込書の「受験時に希望する配慮」欄に記入してください。

(4) 日本国籍を有する者

(5) 次のアからエまでに該当しない者（地方公務員法第16条の欠格条項）

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の日時及び方法等

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者を対象に、第3次試験は第2次試験の合格者を対象に行います。

#### (1) 試験日時、試験会場及び合格発表

区分	試験日時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和元年9月29日(日) 午前9時00分から 午前10時頃まで (開場は午前8時30分)	松山市役所会議室ほか (愛媛県松山市二番町 四丁目7-2) ※集合場所は松山市役所 本館1階北口玄関	令和元年10月上旬から中旬 (予定)に松山市役所前掲示板に 掲示するほか受験者全員に合否 を通知する。
第2次試験	令和元年10月27日(日) (予定)	松山市役所会議室ほか ※詳細は第1次試験合格 者に通知する。	令和元年11月上旬から中旬 (予定)に松山市役所前掲示板に 掲示するほか受験者全員に合否 を通知する。
第3次試験	令和元年11月中旬から 下旬(予定)	松山市役所会議室ほか ※詳細は第2次試験合格 者に通知する。	令和元年12月中旬(予定)に 松山市役所前掲示板に掲示する ほか受験者全員に合否を通知す る。

#### (2) 試験の方法

区分	科目	内容	形式	時間
第1次試験	教養試験	言語・社会科学系、数論理・自然科学系、 時事・常識系の一般知識・教養について	択一式 (60問)	30分
第2次試験	口述試験	主として人物についての個別面接		約20分
	10月27日(日)(予定)に口述試験を行う。 その他詳細は第1次試験合格者に通知する。 (注) 得点配分は、第1次試験：第2次試験(口述試験) = 3 : 7とする。			
第3次試験	口述試験	主として人物についての個別面接		約20分
	11月中旬から下旬(予定)に口述試験を行う。 その他詳細は第2次試験合格者に通知する。 (注) 得点配分は、第2次試験：第3次試験(口述試験) = 4 : 6とする。			

(注) 1 点字受験の場合は、第1次試験の試験時間が変更になります。

2 障がいの種別や等級等により、試験時間を変更する場合があります。

#### 4 受付期間等

受付期間は、令和元年7月29日（月）から令和元年8月13日（火）までです。

（令和元年8月12日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

郵送の場合は、令和元年8月13日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

#### 5 受験手続（人事課の所在地等は最終頁を参照）

(1) 次のアからウまでのいずれかの方法で申込書と受験票を入手してください。

##### ア 直接受け取る方法

人事課（松山市役所本館4階）、案内所（松山市役所本館1階）、市民サービスセンター（松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋）、各支所、松山市東京事務所でお渡しできます。

##### イ 郵便で請求する方法

封筒に「採用試験（試験区分J）申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（あなたの宛先を明記した角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの）を同封して人事課に送付してください。返信用封筒で実施要領、申込書及び受験票を送付します。

##### ウ 松山市ホームページから印刷する方法

以下の松山市ホームページから印刷できます。印刷の際はA4両面印刷をしてください。

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/seiki/index.html>

(2) 次のア又はイのいずれかの方法で申込書及び受験票を人事課に提出してください。

##### ア 直接持参する方法 ※ 原則として直接持参する方法をお願いします。

申込者本人が、申込書、受験票及び障害者手帳等の原本を人事課に持参してください。申込書及び受験票には同じ写真を貼り、写真の裏には申込者の氏名を明記してください。また、写真は申込前3箇月以内に撮影したもので上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度のものとしてください。

その場で受験資格を確認し、受験資格を満たしている場合は、受験番号を付した受験票をお渡しします。なお、障害者手帳等は、持参した際に必要な箇所をコピーさせていただきます。

**※持参するもの 申込書 ・ 受験票 ・ 障害者手帳等の原本**

##### イ 郵送で提出する方法

封筒の表に「令和元年度松山市職員採用試験申込み」と朱書きし、申込書、受験票、障害者手帳等の写し（申込書に記載する事項が確認できる頁の写し）及び返信用封筒（あなたの宛先を明記した長形3号サイズの封筒に82円分の切手を貼ったもの）を同封して、簡易書留で人事課に送付してください。なお、郵送する場合は、必ず封筒に差出人の住所及び氏名を記入してください。

受験資格を確認し、受験資格を満たしている場合は、返信用封筒で受験番号を付した受験票を送付します。

郵送で提出した場合は、試験当日に障害者手帳等の原本を確認させていただきますので、試験当日は障害者手帳等の原本を持参してください。

## 6 受験時の配慮

- (1) 視覚障がいのある者は、点字・拡大文字での受験、拡大読書器を使用した受験ができます。点字で受験する場合は、教養試験の時間を延長します。
- (2) 聴覚障がいのある者は、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。また、手話通訳・筆談に対応します。
- (3) 車椅子、補助具等を使用して受験ができます（各自で持参する必要があります。）。
- (4) 口述試験には、保護者等1名の同席を認めます。

(注) 1 受験時に配慮を希望する者は、必ず申込書の「受験時に希望する配慮」欄に記入してください。ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

2 障がいの種別、等級等によっては、試験時間を変更する場合があります。

## 7 試験結果の通知

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号は、松山市役所前掲示板に掲示するほか、市ホームページでも公開します。

合否の通知は、郵便事故等による延着や不着の場合がありますので、合否は松山市役所前掲示板や市ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。

次の5項目は、第1次試験及び第2次試験は受験者全員に、第3次試験は不合格者にのみ通知します。

(総合得点・科目別得点・受験者数・順位・合格最低点)

## 8 採用予定日

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（作成された日から1年間有効）に登載され、このうちから任命権者が採用者を決定します。採用は、おおむね令和2年4月になります。

受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

## 9 勤務条件

- (1) **給与等** 松山市職員給与条例（昭和27年条例第31号）等の規定により、原則として、次のとおり支給します。職歴や学歴等により、一定の基準に基づき調整します。

試験区分	初任給（現行）	諸手当
事務職（障がい者）	153,000円	松山市職員給与条例等に定める扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当等を該当者に支給する。

(注) 高校卒業程度の初任給です。また、昇任・昇格は、松山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則等に基づいて行います。

- (2) **勤務時間等** 原則として、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、1週間につき38時間45分です。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

## 10 その他

- (1) 第1次試験会場に無料駐車場はありません。
- (2) 第1次試験当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計を持参してください。ただし、時計は時計機能のみを有するものに限り使用を認め、通信機能やアラーム音等が出る機能を有するものの使用は認めません。原則として、試験時間中は、前記以外のものは使用できませんが、事前に許可を受けたものは使用できます。
- (3) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験それぞれにおいて、松山市が指定した日時及び場所で全ての科目を受験した方を受験者とします。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者とします。
- (4) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (5) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (6) 申込者数、平均点等も、順次、市ホームページで公開します。
- (7) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市とは一切関係ありませんので注意してください。
- (8) 台風等の非常災害のため、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、市ホームページでお知らせします。
- (9) その他質問等は、祝日及び休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに人事課にお問い合わせください。

### <申込先 及び 問合せ先等>

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市総務部人事課（松山市役所本館4階）

TEL 089-948-6940

FAX 089-934-9205

メールアドレス jinji@city.matsuyama.ehime.jp

ホームページ <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>